様式1

**「立命館大学における人を対象とする研究倫理審査」に関する**

**チェックシート**（2023年4月更新版）

20     年     月     日

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者（研究責任者）所属・職位・氏名 |  |
| 研究実施者所属・職位・氏名 |  |
| 研究課題名 |  |

1. 本チェックシートにより、「立命館大学における人を対象とする研究倫理審査委員会」による研究倫理審査対象となるか否かについての、自己判断をしていただくことができます。
2. **学部生の研究については、原則、当委員会の審査対象外です。**なお、大学院生(修士課程・博士課程前期課程・一貫制博士課程前期課程相当)の申請については、原則、研究指導教員が研究倫理審査申請者(研究責任者)となり、本人は研究実施者として申請してください。
3. 立命館大学では、「人を対象とする研究倫理審査委員会」への研究倫理審査申請を研究者の権利として考えており、**申請は研究者の任意**としております。また、**倫理申請は事前審査が原則です。必ず、研究開始前に申請して下さい。**

**＜危険性＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1. | 精神的・身体的の別に関わらず、あなた自身に、日常生活で起こりうる範囲を超える危険または不利益が生じると予想されるものですか？ | [ ] はい [ ] いいえ |
| 2. | 研究対象者に対し、日常生活で起こりうる範囲を超える不快感や困惑、または精神・心理的な負荷や危害を及ぼす可能性があるものですか？ | [ ] はい [ ] いいえ |
| 3. | 運動・訓練の実施や、食事・睡眠・その他行為の制限、物理的刺激の供与等を行なうことにより、研究対象者に日常生活で起こりうる範囲を超える身体的な痛みを与える、または我慢や不便を強いるものですか？ | [ ] はい [ ] いいえ |
| 4. | 研究対象となる個人や集団が差別を受けたり、その経済状況や、雇用・職業上の関係、あるいは私的な関係に損害を与えたりするおそれのある情報の収集など、研究対象者に潜在的に不利益となるようなものですか？ | [ ] はい [ ] いいえ |
| 5. | 精神的・身体的の別に関わらず、授業において、日常生活の範囲を超える危険や苦痛、不利益を与える可能性のある実験や調査等に学生を参加させるものですか？ | [ ] はい [ ] いいえ |

**＜インフォームド・コンセント＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 6. | 研究対象者本人からインフォームド・コンセントを得ることができないものですか？ | [ ] はい [ ] いいえ |
| 7. | 18歳未満を対象とするものですか？ | [ ] はい [ ] いいえ |
| 8. | 障害（知的・精神・身体・その他）のある人を対象とするものですか？ | [ ] はい [ ] いいえ |
| 9. | 病院や看護施設、福祉施設等に入所している人、介護状態にある人など、他人の支援を受けながら生活する人を対象とするものですか？ | [ ] はい [ ] いいえ |
| 10. | 当該研究で使用することについての明確な同意なしに収集された情報を利用するものですか？　ただし、法律に基づいて実施された調査のデータや、既に匿名化された情報（特定の個人を識別することができないものであって、対応表が作成されていないものに限る）を利用する場合は除きます。 | [ ] はい [ ] いいえ |
| 11. | 研究対象者との間に配慮が必要な関係性がありますか？例えば、あなたは研究対象者の教師・同僚・雇用主、または親族等ですか。研究対象者との間に何らかの力関係や血縁関係はありますか？ | [ ] はい [ ] いいえ |
| 12. | 研究対象者の関係者（研究対象者の家族・遺族、研究成果の読者、関連団体等）との間に明らかに事前に予測される配慮が必要な関係性はありますか？ | [ ] はい [ ] いいえ |

**＜プライバシー問題＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 13. | 個人の本質に関わる情報を収集するもので、かつ個人が特定されるものですか？ | [ ] はい [ ] いいえ |

**＜虚偽の研究方法＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 14. | 虚偽・欺瞞のある研究方法を採用するなど、一時的であれ研究対象者をだますものですか？ | [ ] はい [ ] いいえ |

**＜利益相反＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 15. | 学外機関、研究協力機関等との間に「責務相反」や「個人としての利益相反」がありますか？※立命館大学 研究倫理ハンドブックに記載されている「利益相反」を参照。 | [ ] はい [ ] いいえ |

**＜報酬＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 16. | 基準額を大幅に超える謝金または他の金銭的誘因（交通費その他の実費を除く）を研究対象者等に支払うものですか？※立命館大学 研究費執行ガイドブックに記載されている「基準額」を参照。  | [ ] はい [ ] いいえ |

**＜手続き＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 17. | 外部機関より、研究倫理審査委員会等の承認を受けることを要請されているものですか？* 研究資金提供先（科学研究費等の公的研究費、民間団体 他）
* 発表予定の学術雑誌・ジャーナルなどの投稿規程
 | [ ] はい [ ] いいえ |

質問は以上です。

⇒　一つでも「はい」に該当する場合、当該研究は研究倫理審査対象となる可能性があります。まずは倫理審査委員会事務局にご相談ください。なお、倫理申請が必要な場合は、研究開始前に、この「チェックシート」【様式１】「研究倫理審査申請書」【様式２】「研究計画書」【様式３】および「インフォームド・コンセントチェックシート」【様式４】を倫理審査委員会事務局へ提出してください。

**＊＊＊申請される場合は、申請書にこのチェックシートを添付してください。＊＊＊**

⇒　全ての質問が「いいえ」に該当した場合、当該研究は審査対象外となることが考えられます。ご不明点がございましたら倫理審査委員会事務局にご相談ください。